368.24MHzから368.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHzから386.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
386.24MHzから386.56MHzまで	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHzから368.56MHzまでの周波数の範囲と対とする。
393.6MHzから394.3MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
397.75MHzから398.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	信越総合通信局管内	令和12年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	
411.935MHzから411.985MHzまで	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
412.15MHzから413.2875MHzまで	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
426.9MHzから427.5MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	関東総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和11年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	令和９年６月30日まで	55W以下	陸上での使用に限る。
428MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和11年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	令和11年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	令和10年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	令和９年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和11年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHzから450.2375MHzまで	信越総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
2294MHzから2296MHzまで	東北総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	信越総合通信局管内	令和10年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
5012MHzから5025MHzまで	北海道総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	東北総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	青森県及び福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	東海総合通信局管内	令和９年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
	四国総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	
5100MHzから5140MHzまで	信越総合通信局管内	令和９年６月30日まで	１W以下	
	北陸総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
	東海総合通信局管内	令和８年６月30日まで	１W以下	
8400MHzから8500MHzまで	関東総合通信局管内	令和８年６月30日まで	５W以下	茨城県土浦市及びつくば市、千葉県勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町、東京都町田市並びに神奈川県相模原市及び横浜市の区域を除く。